別記様式第十二号記載要領ハ㈡中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表」を「統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる」と改め、同記載要領６中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表」を「統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる」と改める。

別記様式第十四号添付書類（３）－４を次のように改める。

（A４）

添　付　書　類　（３）－４

業務管理者資格届出書

年　　月　　日

商号又は名称

本店所在地

代表者氏名

業務管理者氏名		
主務大臣が指定する講習の名称／登録証明事業名		
修了番号／登録番号		
修了年月日／登録年月日		
有効期限		

別記様式第十四号記載要領６を次のように改める。

６　添付書類(3)―４

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第71条において読み替えて準用する同令第21条第１項第２号に規定する主務大臣が指定する小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を修了した者又は同項第３号に規定する登録証明事業による証明を受けている者の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお、「主務大臣が指定する講習の名称／登録証明事業名」の欄には、当該講習の名称又は当該証明に係る事業の名称を記入すること。

別記様式第十五号記載要領を次のように改める。

記載要領

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

③「登録番号」の欄には、下表により該当する者を記入するとともに、登録番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事
国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事
北海道知事	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	

④「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。

⑤不動産特定共同事業契約約款の追加又は変更をしようとする場合にあっては、不動産特定共同事業約款を新たに作成した上で添付すること。